

◎熊本県少年保護育成条例施行規則

制定 昭和四十六年六月三十日 規則第三十四号
改正 昭和四十八年五月三十一日 規則第三十三号
昭和五十二年三月三十一日 規則第十二号
昭和五十七年六月三十日 規則第四十七号
昭和六十年五月一日 規則第二十九号
昭和六十年六月一日 規則第三十一号
昭和六十四年三月二十二日 規則第九号
平成八年八月三十日 規則第四十四号
平成八年九月十七日 規則第四十五号の二
平成九年三月三十一日 規則第二十八号
平成十一年三月三十一日 規則第二十八号
平成十二年三月三十一日 規則第十六号
平成十二年三月三十一日 規則第五号
平成十二年十二月二十八日 規則第五十七号
平成十四年一月三十一日 規則第二号
平成十五年六月六日 規則第三十六号
平成十六年七月十四日 規則第四十号
平成十八年一月二十日 規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、熊本県少年保護育成条例（昭和四十六年熊本県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
（有害薬品類等の指定）

第二条 条例第四号第七号の規定による薬品類等は、次のとおりとする。

廣 薬事法（昭和三十五年法律第一四五号）第五十条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品
廣 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三二八号）別表第六の二に規定する有機溶剤

2 条例第四号第八号の規定による衛生用品は、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一に規定するコンドームをいう。
（深夜の立入りを禁止する営業等）

第二条の二 条例第八号第一項の規定で定める営業は、次に掲げるものとする。

廣 スロットマシン、テレビゲーム機その他硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）第二条第一項第八号に規定する国家公安委員会規則で定めるものを除く。）
廣 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、

ゴルフの練習、玉突き、ボーリング又はアーチェリーを行わせるもの
・ 個室を設け、当該個室において、客にカラオケ装置（伴奏音楽等に合わせたマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせた歌唱させるもの
（興行者等の揭示）

第三条 条例第七号第三項の規定による揭示は、別記第一号様式により行うものとする。
2 条例第八号第二項の規定による揭示は、別記第二号様式により行うものとする。

（少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等）
第四条 条例第九号第三項各号に規定する規則で定める写真、図画又は場面は、次の各号のいずれかに該当するものを撮影し、又は描写した写真、図画又は場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- 廣 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
- ア 陰部又は女性のでん部若しくは乳房を露出した姿態
- イ 自慰の姿態
- ウ 陰部、でん部又は乳房への愛ぶの姿態
- エ 排せつの姿態
- オ 緊縛の姿態

- 廣 性交
- ・ 性交に類する行為で次のいずれかに該当するもの
- ア 性交を連想させる行為
- イ 強かん行為
- ウ 変態性欲に基づく性的な行為

（少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等の認定方法等）
第四条の二 条例第九号第三項各号に規定する卑わいな姿態等を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画及びその紙面数又は描写した場面及びその場面数若しくは時間の認定に当たつては、環境生活部の少年育成事務を担当する二人以上の職員が、視覚を通じて直接又はテレビ画面等に映し出される映像を観察する方法により確認し、又は測定することにより行うものとする。

（有害図書等の陳列方法等）
第四条の三 条例第九号の二第一項第一号の有害図書等を少年の目に触れさせない措置は、次の各号のいずれかによるものとする。

廣 条例第九号の二第二項第一号の場所を、壁、カーテンその他少年を当該場所に自由に出入りできなくするための物で仕切ること。

廣 有害図書等を、一冊ごとにビニールにより包装して陳列すること。
・ 有害図書等を、概ね一五〇センチメートル以上の高さに陳列すること。
・ 有害図書等を、背表紙のみが客に見えるように陳列すること。

・ 前各号に掲げる措置以外の措置で有害図書等を、少年の目に触れさせないもの
2 条例第九号の二第一項第二号の措置は、別記第二号様式により行うものとする。

3 条例第九号の二第二項の規定による通告は、有害図書等陳列場所変更等通告書（別記第二号様式の三）により行うものとする。
4 条例第九号の二第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

廣 通告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
廣 公表の原因となる事実
5 条例第九号の二第四項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、意見の聴取通知書（別記第二号様式の四）により行うものとする。

6 知事が、条例第九号の二第四項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者（以下この条において「当事者」という。）は、病氣その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書（別記第二号様式の五）により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
7 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

8 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書（別記第二号様式の六）により当事者に通知しなければならない。
9 条例第九号の二第四項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に關する一切の行為をすることができ、前項の代理人の資格は、代理人選任届出書（別記第二号様式の七）を知事に提出して証明しなければならない。

第九号の代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（別記第二号様式の八）により、その旨を知事に届け出なければならない。
（少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなすがん具類等）

第四条の四 条例第十号第三項の規定で定めるがん具類等は、次の各号のいずれかに該当するがん具類等とする。
廣 男女の性器の形状又はこれに著しく類似する形状を有するがん具類等

廣 男性の性器を包み込み又は女性の性器に挿入する構造を有するがん具類等で、電動式の振動機を内蔵し、又は装着できる構造を有するもの
・ 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨脹させ人形となるものを含む。）
・ 男性の性器に装着する構造を有するがん具類等
（少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなすがん具類等の認定方法等）

第四條の五 條例第十條第三項の規則で定めるがん具類等の認定に当たつては、環境生活部の少年育成事務を担当する二人以上の職員が、視覚を通じて確認することにより行うものとする。

（広告物の内容変更等の命令）
第五條 條例第十一條第三項の規定による命令は、広告物措置命令書（別記第三号様式）により行うものとする。

（自動販売機による図書等の販売の届出等）
第六條 條例第十二條の二第一項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えた図書等の自動販売機による販売届出書（別記第四号様式）を知事に提出して行うものとする。

廣 自動販売機の設置場所付近の見取図
廣 図書等を自動販売機により販売しようとする者の住民票の写し（法人にあつては、その法人の登記簿の謄本）
・ 自動販売機を設置しようとする場所の使用に係る権原を証する書類

2 條例第十二條の二第二項の規定による表示は、表示票（別記第五号様式）により行うものとする。

3 條例第十二條の二第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、変更の場合にあつては図書等の自動販売機による販売に係る届出事項変更届出書（別記第六号様式）を、廃止の場合にあつては図書等の自動販売機による販売廃止届出書（別記第七号様式）を知事に提出して行うものとする。

廣 図書等を自動販売機により販売する者の氏名、住所又は電話番号（法人その他の団体にあつては、名称若しくは代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は電話番号）
廣 自動販売機の機種
・ 自動販売機に収納する図書等の種類
（弁明の機會の付与の省略）

第六條の二 條例第十二條の三第三項の規定により有害図書等の撤去を命ずる場合において、第四條の二に規定する職員が、当該図書等を同条に規定する方法により、第四條第一号アからウまで、第二号又は第三号アに該当するものと確認し、若しくは測定し、少年に有害な図書等として指定されたものとみなしたときは、熊本県行政手続条例（平成七年熊本県条例第五十三号）第十三條第二項第三号の規定により、弁明の機會を付与しない。

（措置命令等）
第六條の三 條例第十二條の三第三項から第五項までの規定による命令は、図書等の自動販売機措置命令書（別記第七号様式の二）により行うものとする。

2 知事は、條例第十二條の三第四項の規定による營業の停止を命じたときは、当該命令に係る自動販売機に標章（別記第七号様式の三）をはり付けるものとする。
（衛生用品の撤去等の命令）
第七條 條例第十二條の四第二項の規定による命令は、衛生用品措置命令書（別記第八号様式）により行うものとする。

（立入調査を行う職員の指定等）
第八條 條例第十九條第一項の規定による職員の指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。
廣 環境生活部の少年育成事務を担当する職員
廣 地域振興部の少年育成事務を担当する職員
・ 前二号に掲げる者以外の者で知事が特に必要と認めるもの
2 條例第十九條第三項の証票は、立入調査員証（別記第九号様式）によるものとする。

（審議会の会長及び副会長）
第九條 條例第二十條の規定による熊本県少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）
第十條 審議会の会議は、会長が招集する。
2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（部会）
第十一條 審議会に、部会を置くことができる。
（映画委員の任期及び引票）
第十二條 條例第二十二條第一項に規定する映画委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 映画委員には、その身分を示す証票を交付する。
3 前項の映画委員に交付する証票は、別記第十号様式によるものとする。
（映画審査）
第十三條 映画委員は、必要に応じて委員会を開き、少年の健全な育成に影響があると認められる映画について審査し、有益な映画の推奨又は有害な映画の指定について審議会に意見を述べべるものとする。

（庶務）
第十四條 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。
（会長への委任）
第十五條 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則
この規則は、昭和四十六年八月一日から施行する。
附則（昭和四十八年五月三十一日規則第三十三号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和五十二年三月三十一日規則第十二号）
この規則は、昭和五十二年五月一日から施行する。
附則（昭和五十七年六月三十日規則第四十七号）
この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。
附則（昭和六十年五月一日規則第二十九号）
この規則は、昭和六十年六月一日から施行する。
附則（昭和六十年六月一日規則第三十一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成四年三月二十二日規則第九号）
この規則は、平成四年四月二十一日から施行する。
附則（平成八年八月三十日規則第四十四号）
この規則は、平成八年十月一日から施行する。

（経過措置）
2 改正前の第六條第三項の規定により表示された表示票は、改正後の第六條第二項の規定により表示された表示票とみなす。
3 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成八年熊本県条例第五十号。以下「平成八年改正条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される平成八年改正条例による改正後の熊本県少年保護育成条例（昭和四十六年熊本県条例第三十号。以下「新条例」という。）第十二條の五第一項の規定による届出に対する改正後の第七條の二第一項の規定及び別記第八号様式の二の適用については、同項第二号及び第三号中「営もうとする」とあるのは「営む」と、同様式中「営業したい」とあるのは「営業している」と、「営もうとする」とあるのは「営む」と、「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
4 平成八年改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用される新条例第十二條の五第二項の規定による届出に対する改正後の第七條の二第二項の規定及び別記第八号様式の三の適用については、同項第二号中「販売しようとする」とあるのは「販売している」と、同項第三号中「設置しようとする」とあるのは「設置している」と、同様式中「販売したい」とあるのは「販売している」と、「販売しようとする」とあるのは「販売している」と、

「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」と、「設置しようとする」とあるのは「設置している」とする。

附 則（平成八年九月十七日規則第四十五号の二）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日規則第二十八号）
この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十一日規則第十六号）

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の（中略）熊本県少年保護育成条例施行規則（中略）（以下「墓地、埋葬等に関する法律施行細則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第五号抄）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行（中略）する。

附 則（平成十二年十二月二十八日規則第五十七号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十四年一月三十一日規則第二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年六月六日規則第三十六号）

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成十六年七月十四日規則第四十号）

1 この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

2 改正後の第四条、第四条の二、第四条の五及び第六条の二の規定は、平成十六年八月一日以後において店舗に陳列され、又は自動販売機に収納されている図書等又はがん具類等について適用する。

附 則（平成十八年一月二十日規則第一号）

この規則は、平成十八年一月二十日から施行する。